

会員議会におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、本連盟の活動ならびに事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。



全国森林環境税創設促進議員連盟  
会長代行 牧田武文  
(鳥取県三朝町議会議員)

さて、昨年は、本連盟の要請する「全国森林環境税」の創設および「石油石炭税の特例措置による税収の一定割合を地方に譲与する

仕組み」の創設について、「平成27年度税制改正大綱」においては、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の關係に配意しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。」とされたところであり、今回のCOP21が採択したパリ協定では、すべての国が削減目標を提出し、その達成に向けて対策を実施することが国際的に義務づけられました。

本連盟では、市町村中心の財源確保を目指すという関係省庁の動向を踏まえつつ、新たな税財源の構築については、課税対象をより幅広く求め、抜本的な強化をはかるため、これまでの要請に盛り込んでいた「二酸化炭素排出源を課税対象とする」という文言を削り、平成28年度税制改正大綱での制度創設に向け、平成27年を本連盟にとって最も重要な年と位置付け、強力に運動を展開いたしました。

この結果、昨年12月16日の自由民主党・公明党の「平成28年度税制改正大綱」においては、「2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組み」の一

つとして、「森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。」ことが明記されたところであります。

ここに、長年、本連盟が要望して参りました森林環境税の創設が、制度の詳細や導入時期が今後の検討に委ねられることとされたものの、具体的な文言として税制改正大綱に盛り込まれたことは、これまでのたゆまぬ運動の成果であり、会員議会の皆さまのご指導、ご協力の賜物と厚くお礼申し上げます次第であります。

平成28年は、これを受け、森林環境税の一日も早い導入の実現を求める取り組みを進めることが重要となります。



第22回定期総会（新潟県村上市）[H27.7.16]

本年、第23回の定期総会は、7月21日に岐阜県高山市において開催することとして予定しております。多くの会員議会の皆さまにご参加いただき、森林環境税の一日も早い導入を実現させる大会といたしたいと強く願っているところであります。何卒ご参加くださいますようお願い申し上げますとともに、引き続き、本連盟に対して一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます、ごあいさついたします。

# 平成28年度税制改正大綱(抜粋)

(平成27年12月16日) 自由民主党・公明党

## 第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

### 7 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図ることとし、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要がある。  
このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

## 市町村主体の森林・林業施策の推進へ～税制改正を解説～

税制改正大綱への明記を受け、1月27日開催の全国森林環境税創設促進連盟・議員連盟の臨時合同正副会長会議において、林野庁森林整備部計画課長 織田央氏から、税制改正大綱における森林吸収源対策の方向性等について次のとおり説明(要旨)を受けました。



- ◎ 森林吸収源対策については、税制改正大綱の基本的な考え方という、非常に重要な部分として位置付けられた。
- ◎ 税制改正大綱の7 森林吸収源対策の(1)については、本連盟が要望してきた地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例を森林吸収源対策に充てるということにはならなかった。しかし、木質バイオマスは石油の代替にもなるので、その普及を経済産業省、環境省、林野庁の3省庁が連携して取り組むものである。
- ◎ 税制改正大綱の7 森林吸収源対策の(2)については、新税ということもあるので、創設の時期については政治的な判断に委ねられる。具体的な制度設計等々については、引き続き総務省と林野庁が連携して検討を進めていく。

### 森林吸収源対策等の推進を ～林野庁から政策説明～

前ページの税制改正大綱における森林吸収源対策の方向性等についての説明に引き続き、林野庁森林整備部計画課長 織田央氏から「市町村による森林吸収源対策について」と題し、次のとおり政策説明（要旨）がありました。

- ◎ 総務省の地方財政対策ということで500億円計上されている。これは、森林吸収源対策の推進ということで、森林環境税（仮称）が創設されて、本格的に進める前段の準備的な取り組みをやる際の財政措置である。
- ◎ 「森林吸収源対策等の推進」（本ページ下段参照）について、(1)は、林地台帳の整備に必要な事務費等々に使用するもの。林地台帳については、今通常国会に森林林業基本計画の見直しと森林法の法改正を行う予定である。  
(2)については、所有者の確定、境界の明確化、施業の集約化など森林組合等が中心にやっている取り組みに対する支援。また、市町村が仮に自らがやるとなった場合に、市町村単独事業を創設していただいで取り組んでいただければ財政措置が講じられるということである。  
(3)については、林野庁で実施している「緑の雇用」という担い手対策の中で3年間研修ができることとなっているが、市町村が単独事業でこれを延長する場合や若者の定住条件を整備する場合等々にも措置される。  
(4)については、木材利用の推進については、川上から川下まで全体として進めなければならないため、引き続き財政措置をする。  
なお、(1)から(3)のベーシックなところは普通交付税で、それを上回って財政需要がある場合は特別交付税で支援する。
- ◎ この500億円の地方財政措置については、今後、森林環境税を財源とした市町村による森林整備を進めるための準備段階（つなぎ）の取り組みを支援するものである。



## 平成28年度事業費 500億円程度

- 地球温暖化対策について、我が国は2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8%減とすることを国際約束しており、その達成のためには、温室効果ガス排出抑制対策に加え、国・地方を通じた適切な森林整備により、森林の温室効果ガス吸収量を増加させる取組が不可欠
- また、平成27年12月に国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択された
- このため、平成28年度税制改正大綱も踏まえ、今後市町村が主体となった森林整備等が円滑に実施されるよう、森林整備の実施に必要な地域の主体的な取組に要する経費について、従来の森林・林業振興対策に加え、所要額を地方財政計画に計上

### ○森林吸収源対策等の推進

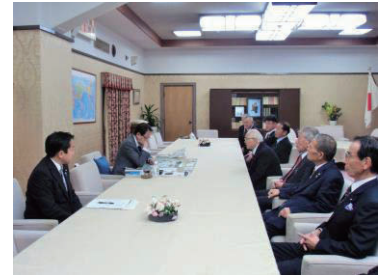
- (1) 林地台帳の整備の推進
  - ・ 森林整備に必要な基礎情報を林地台帳として整備
- (2) 森林所有者の確定、境界の明確化、施業の集約化の促進
- (3) 林業の担い手対策
  - ・ 新規に就業しようとする若者等に対する研修、定住促進
  - ・ 就業者へのキャリアアップ研修や福利厚生充実 など
- (4) 間伐等により生産された木材の活用
  - ・ 公共施設への木材利用
  - ・ 木質バイオマスエネルギーへの活用の推進 など

## 平成27年度の主な事業・取り組み

- 4月 8日 幹事会・監査【村上市役所】  
5月25日 正副会長会議【東京都】  
5月26日 全国森林環境税創設促進連盟理事会・総決起大会出席【東京都】  
6月 1日～ 役員および会員議会が地元選出国會議員に対し要請活動  
7月16日 第22回定期総会・役員会・交流レセプション【新潟県村上市】  
8月19日 臨時正副会長会議【東京都】  
9月 2日 全国森林環境税創設促進連盟正副会長会議出席【東京都】  
10月23日 次期定期総会事前打合せ会議【岐阜県高山市】  
10月28日 全国森林環境税創設促進連盟・議員連盟臨時合同正副会長会議【東京都】  
11月12日 正副会長会議・全参議院議員への要請活動【東京都】  
11月13日 全衆議院議員への要請活動【東京都】  
11月13日 自由民主党農林部会出席【東京都】  
11月18日～ 役員および会員議会が地元選出国會議員に対し要請活動  
12月 3日 関係国會議員への要請活動【東京都】  
12月14日 関係国會議員へのお礼訪問【東京都】  
1月27日 全国森林環境税創設促進連盟・議員連盟臨時合同正副会長会議【東京都】  
1月28日 国會議員への要請活動【東京都】



役員会ブロック会議  
[H27. 7. 16]



麻生副総理兼財務大臣に要請  
[H27. 11. 13]

## 平成28年度定期総会は、7月21日(木)岐阜県高山市で開催

- 期 日 平成28年7月21日（木曜日）  
○会 場 「ひだホテルプラザ」（写真右）  
・役員会（ブロック会議、理事会）  
・定期総会、記念講演  
・交流レセプション



## 平成28年度会費は20,000円

平成28年度の本連盟会費は、1市町村議会当たり20,000円の予定ですので、よろしくお願いいたします。

### 継続加入のお願い（平成28年1月末現在加入数334市町村議会）

森林がもたらしてくれる生命を育む水、きれいな空気と美しい自然。くらしといのちの安全、やすらぎを与えてくれる森林。このかけがえのない森林は、私たち国民が守っていかねばなりません。

森林を守り育てることは、上流域の山村に生活する者、下流域の都市で生活する者、全ての国民の生命・財産を守るための国民の努めであるとする信念に基づき、全国森林環境税創設の早期要望実現のため、取り組みを進めます。

平成28年度も引き続き本連盟に加入くださるようお願いいたします。

会長代行	牧田 武文（鳥取県三朝町議会）	杉山 勝雄（北海道美瑛町議会）
副会長	笠原 宏平（埼玉県秩父市議会）	岩佐 孝和（長野県大桑村議会）
	五十嵐 司（福島県南会津町議会）	吉田 克己（和歌山県田辺市議会）
	中田 清介（岐阜県高山市議会）	嶋崎 健二（大分県日田市議会）
	都築 正光（高知県大豊町議会）	
外 理事一同		